

薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて

平成 17 年 3 月 31 日財関第 425 号

標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省医薬食品局長から依頼があったので、平成 17 年 4 月 1 日からこれにより実施されたい。

なお、この通達の制定に伴い「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱い等について」（昭和 57 年 4 月 26 日蔵関第 471 号）、「健康被害が報告されている未承認医薬品等の輸入時の取扱いについて」（平成 14 年 9 月 2 日財関第 700 号）及び「医薬品等の個人輸入の取扱いについて（協力依頼）」（平成 16 年 10 月 25 日財関第 1115 号）は廃止する。

別添

薬食発第 0331001 号

平成 17 年 3 月 31 日

財務省関税局長 殿

厚生労働省医薬食品局長

医薬品等輸入監視協力方依頼について

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療用具、毒物及び劇物の輸入監視につきましては、従来より昭和 57 年 4 月 8 日薬発第 363 号薬務局長通知により協力をお願いしてきたところですが、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）の一部改正に伴う輸入医薬品等にかかる通関の際における取扱いについては、別添「薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱要領」によることとし、平成 17 年 4 月 1 日より実施することとしましたので、特段の御配慮をお願いします。

なお、本通知の実施に伴い、昭和 57 年 4 月 8 日薬発第 363 号「医薬品等輸入監視協力方依頼について」、平成 14 年 8 月 28 日医薬発第 0828011 号「健康被害が報告されている未承認医薬品等の輸入時の取扱いについて（協力依頼）」及び平成 16 年 10 月 22 日薬食発第 1022005 号「医薬品等の個人輸入の取扱いについて（協力依頼）」は廃止します。

別添

薬事法又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等の通関の際における取扱要領

1 用語の定義

(1) 医薬品

本要領で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

ア 日本薬局方に収められている物

イ 人の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であって、機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品（以下「機械器具等」という。）でないもの（医薬部外品を除く。）

ウ 人の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であって、機械器具等でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）

（例）抗生物質製剤、抗悪性腫瘍剤、解熱鎮痛剤、下剤等

(2) 医薬部外品

本要領で「医薬部外品」とは、次に掲げることが目的とされており、かつ、人体に対する作用が緩和な物であって機械器具等でないもの及びこれらに準ずる物で厚生労働大臣の指定するものをいう。

ただし、これらの使用目的のほか、前記(1)のイ又はウに規定する用途に使用されることもあわせて目的とされている物を除く。

ア 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止

イ あせも、ただれ等の防止

ウ 脱毛の防止、育毛又は除毛

エ 人の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止

オ これらに準ずる物で厚生労働大臣の指定するもの

(ア) 衛生上の用に供されることが目的とされている綿類（紙綿類を含む。）

(イ) 次に掲げる物であって、人体に対する作用が緩和なもの

a ソフトコンタクトレンズ用消毒剤

b すり傷、切り傷、さし傷、かき傷、靴ずれ、創傷面等の消毒又は保護に使用されることが目的とされている物

c 薬事法(昭和35年法律第145号)第2条第3項に規定する使用目的のほか、にきび、肌荒れ、かぶれ、しもやけ等の防止又は皮膚若しくは口腔の殺菌消毒に使用されることもあわせて目的とされている物

d ひび、あかぎれ、あせも、ただれ、うおのめ、たこ、手足のあれ、かさつき等を改善することが目的とされている物

e 染毛利

f パーマネント・ウェーブ用剤

- g 浴用剤
- h のどの不快感を改善することが目的とされている物
- i 胃の不快感を改善することが目的とされている物
- j 肉体疲労時、中高年期等のビタミン又はカルシウムの補給が目的とされている物
- k 滋養強壮、虚弱体質の改善及び栄養補給が目的とされている物
(例) 口中清涼剤、腋臭防止剤等

(3) 化粧品

本要領で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪をすこやかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。

ただし、これらの使用目的のほかに、前記(1)のイ又はウに租定する用途に使用されることもあわせて目的とされている物及び医薬部外品を除く。

(例) 香水、口紅、パック、ファンデーション等

(4) 医療機器

本要領で「医療機器」とは、人の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等であって、薬事法施行令第一条に規定する別表第一に定めるものをいう。

(例) 手術台、聴診器、体温計、注射筒等

なお、次に掲げる付属品についても医療機器として定められている。

麻酔器用マスク、医療用エックス線写真観察装置、医療用エックス線装置用蛍光板、医療用エックス線装置用増感紙、医療用エックス線装置用透視台、医療用マイクローム用事砥、歯科用エンジン用ベルトアーム、歯科用エンジン用 K4 滑車、歯科用エンジンベルト（薬事法施行令第一条に規定する別表第一の機械器具の項第 84 号及び同法施行規則第二百二十二条に規定する別表第五関係）

(5) 毒物

本要領で「毒物」とは、毒物及び劇物取締法別表第一に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

(例) 黄燐、シアン化ナトリウム、水銀、ひ素等。

(6) 劇物

本要領で「劇物」とは、毒物及び劇物取締法別表第二に掲げる物であって、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。

(例) アンモニア、塩化水素、四塩化炭素、硫酸等

(7) 医薬品等

本要領で「医薬品等」とは、上記(1)～(6)に掲げるものをいう。

(8) 製造販売業者

薬事法第 12 条に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の種類・区分に応じ、それぞれに定められた厚生労働大臣の許可を受けた者をいう。

ア 第一種医薬品製造販売業許可

薬事法第 49 条第 1 項に規定する厚生労働大臣の指定する医薬品(処方せん医薬品)を販売・授与することが可能となる許可

イ 第二種医薬品製造販売業許可

上記(8)アに該当する医薬品以外の医薬品を販売・授与することが可能となる許可

ウ 医薬部外品製造販売業許可

医薬部外品を販売・授与することが可能となる許可

エ 化粧品製造販売業許可

化粧品を販売・授与することが可能となる許可

オ 第一種医療機器製造販売業許可

高度管理医療機器を販売・授与することが可能となる許可

高度管理医療機器(例:機械式人工心臓弁、植込型心臓ペースメーカー、中心循環系人工血管、麻酔脊髄用針、成人用人工呼吸器など)

カ 第二種医療機器製造販売業許可

管理医療機器を販売・授与することが可能となる許可

管理医療機器(例:全身用 X 線 CT 診断装置、超音波聴診器、脳波計、軟(硬)性胃内視鏡、軟(硬)性膀胱鏡など)

キ 第三種医療機器製造販売業許可

一般医療機器を販売・授与することが可能となる許可

一般医療機器(例:ガラス注射筒、浣腸用キット、手術台システム、分娩台、手術用照明装置など)

(9) 輸入業者

毒物及び劇物取締法第 4 条に基づく毒物又は劇物の輸入業の登録を受けた者をいう。

(10) 輸入者

医薬品等を輸入しようとする者(製造販売業者及び輸入業者を含む。)をいう。

(11) 製造業者

薬事法第 13 条に基づく医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造業の許可を受けた者、毒物及び劇物取締法第 4 条に基づく毒物又は劇物の製造業の登録を受けた者をいう。

2 税関への確認依頼事項

輸入者が医薬品等の輸入申告に際し税関に提出又は提示を必要とする具体的な書類及び通関の際における取扱いは、次によるものとする。

(1) 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の場合

ア 新法第 12 条の製造販売業の許可、新法第 13 条の製造業の許可、旧法第 22 条の輸入販売業の許可又は旧法第 12 条の製造業の許可を受けている場合

(ア) 輸入する場合

a 新法第 12 条により製造販売業許可を受けている業者が旧法で承認・許可、届出を行った品目もしくは新法第 14 条の承認（届出）を受けた品目を輸入する場合

(a) 新法施行規則第 94 条の曳定に基づく製造販売用輸入届書（様式第 50）中、届出を行った者、輸入しようとする品目の名称の確認

(b) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 51(1)）中の変更内容等の確認

b 新法第 13 条により製造業許可を受けている業者が旧法で承認・許可、届出を行った品目もしくは新法第 14 条の承認（届出）を受けた品目を製造するために輸入する場合

(a) 新法施行規則第 95 条の規定に基づく製造用輸入届書（様式第 52）中、届出を行った者、輸入しようとする品目の名称の確認

(b) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 51(2)）中の変更内容等の確認

c 旧法第 22 条により輸入販売業許可を受けた業者が旧法で承認・許可、届出を行った品目を輸入する場合

(a) 輸入販売業許可証（旧法施行規則様式第 9）中の氏名（法人にあつては、その名称）、営業所の名称及び所在地並びに有効期間の確認

(b) 旧法第 23 条において準用する第 14 条の承認に基づく輸入承認書（輸入承認事項一部変更承認書を含む。）中名称、成分及び分量又は本質（又は「形状、構造及び寸法」）等の確認

(c) 旧法第 23 条において準用する第 18 条第 1 項の許可に基づく輸入品目追加（変更）許可書中の営業所の名称、営業所の所在地、輸入する品目、輸入先の国名及び製造業者の氏名又は名称等の確認

(d) 上記(a)～(c)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 6）中の変更内容等の確認

d 旧法第 12 条により製造業許可を受けている業者が旧法で承認・許可、届出を行った品目を輸入する場合

(a) 製造業許可証（旧法施行規則様式第 9）中の氏名（法人にあつては、その名称）製造所の名称及び所在地並びに有効期間の確認

(b) 旧法第 14 条の承認に基づく製造承認書（製造承認事項一部変更承認書を含む。）中名称、成分及び分量又は本質（又は「形状、構造及び寸法」）等の確認

- (c) 旧法第 18 条第 1 項の許可に基づく製造品目追加（変更）許可書中の製造所の名称、製造所の所在地及び製造する品目等の確認
- (d) 上記(a)～(c)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 6）中の変更内容等の確認
- e 旧法第 22 条により輸入販売業許可を受けている業者が旧法の承認・許可、届出を行っていない新たな品目を輸入する場合
 - (a) 輸入販売業許可証（旧法施行規則様式第 9）中の氏名（法人にあつては、その名称）、常業所の名称及び所在地並びに有効期間の確認
 - (b) 薬事法施行規則第 94 条の租定に基づく製造販売用輸入届書（様式第 50）中、届出を行った者、輸入しようとする品目の名称の確認
 - (c) 前項(b)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 51(1)）中の変更内容等の確認
- f 旧法第 12 条により製造業許可を受けている業者が旧法の承認・許可、届出を行っていない新たな品目を輸入する場合
 - (a) 製造業許可証（旧法施行規則様式第 9）中の氏名（法人にあつては、その名称）、営業所の名称及び所在地並びに有効期間の確認
 - (b) 新法施行規則第 95 条の規定に基づく製造用輸入届書（様式第 52）中、届出を行った者、輸入しようとする品目の名称の確認
 - (c) 前項(b)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 51(2)）中の変更内容等の確認
- (イ) 輸出するために輸入する場合
 - a 新法第 12 条により製造販売業許可を受けている業者が新法第 14 条の承認（届出）を受けた品目を輸出するために輸入する場合
 - (a) 新法施行規則第 265 条の規定に基づく輸出用（医薬品・医薬部外品・化粧品）輸入届書（様式第 114(1)）、輸出用体外診断用医薬品輸入届書（様式第 114(2)）、輸出用医療機器輸入届書（様式第 114(3)）中、届出を行った者、製造し又は輸入しようとする品目の名称の確認
 - (b) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 6）中の変更内容等の確認
 - b 新法第 13 条により製造業許可を受けている業者が輸出するために輸入する場合
 - (a) 新法施行規則第 265 条の規定に基づく輸出用（医薬品・医薬部外品・化粧品）製造・輸入届書（様式第 114(1)）、輸出用体外診断用医薬品製造・輸入届書（様式第 114(2)）、輸出用医療機器製造・輸入届書（様式第 114(3)）中、届出を行った者、製造し又は輸入しようとする品目の確認
 - (b) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 6）中の変更内容等の

確認

- c 旧法第 22 条により輸入販売業許可を受けた業者が旧法で承認・許可、届出を行った品目を輸出するために輸入する場合
 - (a) 旧法施行規則第 66 条に基づく輸出用輸入届書中の営業所の名称、営業所の所在地及び輸入する品目等の確認
 - (b) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 6）中の変更内容等の確認
- d 旧法第 12 条により製造業許可を受けている業者が旧法で承認・許可、届出を行った品目を輸出するために輸入する場合
 - (a) 旧法施行規則第 66 条に基づく輸出用製造・輸入届書中の製造所の名称、製造所の所在地及び製造する品目等の確認
 - (b) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 6）中の変更内容等の確認
- e 旧法第 22 条により輸入販売業許可を受けている業者が旧法の承認・許可、届出を行っていない新たな品目を輸出するために輸入する場合
 - (a) 新法施行規則第 265 条の規定に基づく輸出用（医薬品・医薬部外品・化粧品）輸入届書（様式第 114(1)）、輸出用体外診断用医薬品輸入届書（様式第 114(2)）、輸出用医療機器輸入届書（様式第 114(3)）中、届出を行った者、製造し又は輸入しようとする品目の確認
 - (b) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 6）中の変更内容等の確認
- f 旧法第 12 条により製造業許可を受けている業者が旧法の承認・許可、届出を行っていない新たな品目を輸出するために輸入する場合
 - (a) 新法施行規則第 265 条の規定に基づく輸出用（医薬品・医薬部外品・化粧品）製造・輸入届書（様式第 114(1)）、輸出用体外診断用医薬品製造・輸入届書（様式第 114(2)）、輸出用医療機器製造一掃入届書（様式第 114(3)）中、届出を行った者、製造し又は輸入しようとする品目の確認
 - (b) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 6）中の変更内容等の確認
- (ウ) 再輸入する場合
 - a 新法第 12 条により製造販売業許可を受けている業者が新法第 14 条の承認（届出）を受けた外国製造製品を再輸入する場合
 - (a) 新法施行規則第 94 条の規定に基づく当初の輸入の際の製造販売用輸入届書（様式 50）中、届出を行った者、輸入しようとする品目の名称の確認
 - (b) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 51(1)）中の変更内容等の確認

- (c) 再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む）の確認
- (d) 上記(a)～(c)により、輸入貨物の名称や再輸入の確認ができない場合は、厚生労働省確認済み輸入報告書の確認
- b 新法第 13 条により製造業許可を受けている業者が新法第 14 条の承認（届出）を受けた品目を製造するために輸入した外国製造製品を再輸入する場合
 - (a) 新法施行規則第 95 条の規定に基づく当初の輸入の際の製造用輸入届書（様式 52）中、届出を行った者、輸入しようとする品目の名称の確認 (b) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 51(2)）中の変更内容等の確認
 - (c) 再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む）の確認
 - (d) 上記(a)～(c)により、輸入貨物の名称や再輸入の確認ができない場合は、厚生労働省確認済み輸入報告書の確認
- c 新法第 12 条により製造販売業許可を受けている業者が輸出した新法第 14 条の承認（届出）を受けた国内製造製品を再輸入する場合
 - (a) 新法施行規則第 265 条の規定に基づく輸出用（医薬品・医薬部外品・化粧品）製造届書（様式第 114(1)）、輸出用体外診断用医薬品製造届書（様式第 114(2)）、輸出用医療機器製造届書（様式第 114(3)）中、届出を行った者、製造し又は輸入しようとする品目の名称の確認
 - (b) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 6）中の変更内容等の確認
 - (c) 再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む）の確認
 - (d) 上記(a)～(c)により、輸入貨物の名称や再輸入の確認ができない場合は、厚生労働省確認済み輸入報告書の確認
- d 新法第 13 条により製造業許可を受けている業者が輸出した国内製造製品を再輸入する場合
 - (a) 新法施行規則第 265 条の規定に基づく輸出用（医薬品・医薬部外品・化粧品）製造届書（様式第 114(1)）、輸出用体外診断用医薬品製造届書（様式第 114(2)）、輸出用医療機器製造届書（様式第 114(3)）中、届出を行った者、製造し又は輸入しようとする品目の名称の確認
 - (b) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 6）中の変更内容等の確認
 - (c) 再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む）の確認

- (d) 上記(a)～(c)により、輸入貨物の名称や再輸入の確認ができない場合は、厚生労働省確認済み輸入報告書の確認
- e 旧法第 22 条により輸入販売業許可を受けた業者が旧法で承認・許可、届出を行った外国製造製品を再輸入する場合
 - (a) 輸入販売業許可証（旧法施行規則様式第 9）中の氏名（法人にあつては、その名称）、営業所の名林及び所在地並びに有効期間の確認
 - (b) 旧法施行規則第 66 条に基づく輸出用輸入届書中の営業所の名称、営業所の所在地及び輸入する品目等の確認
 - (c) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 6）中の変更内容等の確認
 - (d) 再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む）の確認
 - (e) 上記(a)～(d)により、輸入貨物の名称や再輸入の確認ができない場合は、厚生労働省確認済み輸入報告書の確認
- f 旧法第 12 条により製造業許可を受けている業者が旧法で承認・許可、届出を行った国内製造製品を再輸入する場合
 - (a) 旧法施行規則第 66 条に基づく輸出用製造届書中の製造所の名称、製造所の所在地及び製造する品目等の確認
 - (b) 前項(a)の内容に変更が生じた場合の変更届書（様式第 6）中の変更内容等の確認
 - (c) 再輸入であることが確認できる書類（輸出時の通関関係書類を含む）の確認
 - (d) 上記(a)～(c)により、輸入貨物の名称や再輸入の確認ができない場合は、厚生労働省確認済み輸入報告書の確認
- イ 上記 2-1(1)ア以外の場合
 - (ア) 試験研究・社内見本用、その他下記(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)及び(カ)に掲げるもの以外の場合

医薬品等を試験研究・社内見本用に使用するため輸入する場合等において、厚生労働省地方厚生局薬事監視専門官は、輸入者に医薬品等輸入監視要領別紙第 1 号様式の輸入報告書及び第 2 号又は第 3 号様式の念書等を提出させうえて、その記載内容を審査し、支障のないものに限り当該輸入者に「確認済」の証明を行った輸入報告書を交付し、輸入通関に際し、これを税関に提出させるので、当該輸入報告書の確認
 - (イ) 薬事法第 80 条の 2 第 2 項の規定に基づき治験計画届書が提出されている場合

薬事法第 80 条の 2 第 2 項の規定に基づく治験計画届書中の成分及び分量（又は形状、構造及び寸法）、実施期間及び交付数量等の確認

なお、前述の治験計画届書には薬事法第 80 条の 3 第 4 項により医薬品・医療機器総合機構が受理するものも含まれる。

(ウ) 輸入者自身が使用することが明らかな医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の場合

a 「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の製品一覧」に該当する場合

厚生労働省地方厚生局薬事監視専門官は、輸入者に医薬品等輸入監視要領別紙第 1 号様式の輸入報告書及び第 2 号又は第 3 号様式の念書等を提出させたうえで、その記載内容を審査し、支障のないものに限り当該輸入者に「確認済」の証明を行った輸入報告書を交付し、輸入通関に際し、これを税関に提出させるので、当該輸入報告書の確認

b 「数量に関わらず厚生労働省の確認を必要とする医薬品の製品一覧」に該当しない場合

個人の輸入者自身が使用することが明らかなものとして定められた数量基準内のものであることの確認

なお、個人の輸入者自身が使用することが明らかなものの「明らかな」とは、次の範囲のものをいう。

(a) 医薬品及び医薬部外品

用法用量からみて 2 か月分以内。

ただし、毒薬、劇薬及び要指示医薬品は 1 か月分以内。

なお、明らかに滋養強壮剤と判断できるもの及び医薬部外品については、配偶者とともに服用するものはその分を含めて差し支えないこと。この場合最小包装単位の開封までは要せず認めて差し支えないこと。

(注) 明らかに滋養強壮剤と判断できるもの

例 ローヤルゼリー、高麗人参、ビタミン剤等

(b) 外用剤（毒薬、劇薬及び要指示医薬品並びにバツカル、トローチ剤及び座剤は除く。）にあつては、標準サイズで 1 品目 24 個以内

(c) 化粧品

標準サイズで 1 品目 24 個以内

(d) 医療機器

i 家庭用医療機器等一般の人が使用して差し支えないものについては最小単位

ii 医療用具で、医師が個人輸入するものについては、3 セット以内ただし、内臓機能代用器（ペースメーカー、人工心臓弁等）を除く。

(エ) 薬品包装機械等の試験のために使用する医薬品等のサンプルの場合

輸入者が薬品包装機械等（錠剤選別機械、注射用アンプル異物検査機械等）を含

む) の製造又は販売を業としていることの確認 (薬品包装機械等に使用する医薬品等サンプルの輸入に当たっては、輸入者の会社案内又はカタログ等の確認) この輸入の場合輸入者に対し、当該医薬品等については目的を達したのち、全量を仕出国への積戻し、廃棄等により処分するよう指示されたい。(口頭で可)

(カ) 製造販売業者が社内見本として輸入する医薬部外品及び化粧品の場合製造販売業許可書の確認及び医薬部外品及び化粧品の数量が、1 品目につき標準サイズで 36 個以内であることの確認。

(カ) 自動車に搭載された救急セット内の医薬品等であって、他国の法令等により、その搭載が義務づけられている場合

自動車に救急セットの搭載を義務づけている国としては、ドイツがあるので当該救急セットがドイツ製自動車の付属品であることの確認なお、救急セットの数量は自動車 1 台につき 1 セットであり、これに含まれるものは一般の人が使用して差し支えない救急絆創膏等であること。

(2) 毒物及び劇物の場合

(ア) 毒物及び劇物取締法施行規則別記第 3 号様式による毒物劇物輸入 (製造) 業登録票中の氏名 (法人にあつては、その名称)、営業所 (製造所) の所在地及び名称並びに有効期間の確認

(イ) 登録品目であることの確認

(ウ) 再輸入品にあつては、輸出の際の書類等による再輸入であることの確認

3 その他

上記 2 の税関における確認にあたり、薬事法又は毒物及び劇物取締法に違反する疑いがあると認められるとき又は疑義が生じたときには、その都度税関より地方厚生局薬事監視専門官宛照会されたい。

なお、地方厚生局とその監視範囲は以下の通り。

(1) 関東信越厚生局

関東信越厚生局薬事監視専門官

函館税関、東京税関及び横浜税関で通関されるもの

(2) 近畿厚生局

近畿厚生局薬事監視専門官

名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関で通関されるもの

(3) 九州厚生局沖縄麻薬取締支所

九州厚生局沖縄麻薬取締支所薬事監視専門官

沖縄地区税関で通関されるもの

ただし、上記(1)~(3)以外に、到着する税関等により適宜他の地方厚生局薬事監視専門官に業務を行わせる場合があるので留意されたい。